

2024年度 運輸安全マネジメントの取組み

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

群馬中央バス株式会社
運輸安全マネジメント委員会

群馬中央バスは、安全・安心がすべてに優先するとの決意をもって、社長を筆頭に経営幹部から現場までが一丸となり、それぞれの持ち場において、法令順守の徹底とさらなる安全性の向上に取り組んでまいります。

また、輸送の安全を確保するために日々取り組んでいる運輸安全マネジメントの一部として、防災対策の構築と自然災害への対応力向上にも取り組んでまいります。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

【 安全基本方針 】

- (1) 社長を筆頭に、全社員一丸となって安全を守るため、関係法令と社内規則を遵守します。
- (2) 全社あげて「安全こそ最高の接客、安全無くして利益なし」の原則を貫き、無事故運行を目指します。
- (3) 現状の安全対策に満足せず、常に改善等の実施をはかります。

【 防災基本方針 】

- (1) 社長を筆頭に、全社員一丸となって防災対策の構築と、災害への対応力を身につけます。
- (2) 災害発生時には、旅客・社員の安全確保を最優先とし、関係機関との連携・協力のもと被害拡大防止に努めます。
- (3) 災害直後における、業務活動の維持及び早期復旧を目指し、公共交通機関としての社会的使命に努めます。

2. 2023年度 輸送の安全に関する事故統計

◆ 2023年度 自動車事故報告規則第2条に規定する事故統計

	死亡事故	重傷事故	運転者の疾病による運行の中断	車両装置の故障による運行の中断
乗 合	0	0	0	1
貸 切	0	0	0	0
高 速	0	0	0	1
特 定	0	0	0	0
合計件数	0	0	0	2

◆ 2023年度 有責事故統計

	車外人身	車内人身	物損事故	自損事故
乗 合	0	0	2	3
貸 切	0	0	1	6
高 速	0	0	0	0
特 定	0	0	4	3
合計件数	0	0	7	12

3. 2023年度 輸送の安全に関する目標の達成状況

- | | |
|-----------------------------------------|--------|
| (1) 「自動車事故報告規則」に定める事故を <u>ゼロ</u> にする。 | 達成 0件 |
| (2) 人身（車外・車内）事故を <u>ゼロ</u> にする。 | 達成 0件 |
| (3) 物損事故を <u>ゼロ</u> にする。 | 未達 7件 |
| (4) 自損事故を20%減少させ <u>4件以下</u> にする。 | 未達 12件 |
| (5) 「自動車事故報告規則」に定める車両故障を <u>ゼロ</u> にする。 | 未達 2件 |
| (6) 健康起因における事故を <u>ゼロ</u> にする。 | 達成 0件 |
| (7) 飲酒・酒気帯び運転の <u>撲滅</u> 。 | 達成 0件 |

4. 2024年度輸送の安全に関する目標

- (1) 「自動車事故報告規則」に定める事故をゼロにする。
- (2) 人身（車外・車内）事故をゼロにする。
- (3) 物損事故を40%減少させ4件以下にする。
- (4) 自損事故を30%減少させ8件以下にする。
- (5) 「自動車事故報告規則」に定める車両故障をゼロにする。
- (6) 健康起因における事故をゼロにする。
- (7) 飲酒・酒気帯び運転の撲滅。

5. 輸送の安全に関する重点施策

- (1) 輸送の安全を確保するために、関係法令及び安全管理規程に定められた事項の遵守。
- (2) 輸送の安全に関する取り組み計画を策定し、これを確実に実行する。
- (3) 厳正なる点呼（運行管理）を行うための制度の確立。飲酒・酒気帯び運転及び、過労（疲労や睡眠不足）・疾病などの健康状態により、乗務困難な運転者の乗務禁止を厳正に素早く執行できるように、緊急時に対応する交代運転者を毎日必ず配置する。
- (4) 車両故障を減少させるために、点検・整備の強化徹底を図る。
- (5) 輸送の安全を確保するために、運転者の健康に関する各種検査の計画的な受診を行う。
- (6) 運転中の携帯電話・スマートフォン使用の禁止。
- (7) 月間安全運転スローガンによる、事故防止への意識向上。
- (8) 防災対策の構築と自然災害への対応力を身につける。

6. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

輸送の安全に関する取り組み計画

(1) 安全風土構築に向けた取り組み

① 運輸安全マネジメント委員会

社長・安全統括管理者及び各部門責任者・運行管理者・整備管理者・運転者が出席し、社内横断的な輸送の安全に関する情報共有の場として、また安全に特化した事案を扱うことを目的に毎月開催する。

②安全衛生委員会

社長・経営幹部と安全管理者・衛生管理者・各部門の担当者・運行管理者・運転者（労働組合）が出席し、社員の健康と職場環境を含む安全全般について意見交換を行いながら、コミュニケーションと情報共有の場として毎月開催する。

③社長及び安全統括管理者による社内巡視

四季の交通安全運動及び安全総点検時に、早朝点呼立会いを含めた社内の巡視を行い、乗務員との意見交換・情報交換を行いながら安全意識の向上と、さらなる安全対策の構築を図る。

④幹部職員による早朝立会点呼の実施

厳正なる点呼の確認・安全運転・日常点検・身だしなみ等、輸送の安全に関する指導監督及び、乗務員との意見交換・情報交換を行いながら安全意識の向上を目的に行う。

⑤輸送の安全に関する内部監査及び改善措置

監査員による、社長及び安全統括管理者へのヒヤリング、輸送の安全に関する取り組みについての進捗状況・問題点を報告書にまとめ改善を行う。

⑥無事故・無違反表彰制度

無事故・無違反に対する表彰制度を活用し、運転者のモチベーションとさらなる安全意識の向上を目指す。

⑦「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（改善基準告示）の教育及び周知

輸送の安全に不可欠な、バス運転者の労働時間等に関する法令を遵守するために、乗務員をはじめとする従業員に教育及び周知を行う。

（2）集合研修計画内容

①特定旅客輸送事故防止講習会（契約輸送乗務員を対象とした講習会）

②貸切小集団グループによるドラレコ映像を活用した危険予知トレーニング

③乗合・貸切乗務員事故防止講習会

④貸切冬山運転訓練（冬山走行時の技能向上・チェーン脱着訓練）

⑤緊急時に備えたブレーキ操作訓練（急ブレーキ操作訓練）

⑥事故・災害を想定した対応訓練（非常用信号用具・非常口・消火器）

⑦自然災害における対処方法（防災マネジメント）

⑧乗務員による自社ヒヤリハット映像を活用した討論会（自社内での共有）

(3) 営業所主催による教育計画内容（個人指導）

- ①国土交通省告示1676号に従い、輸送の安全を確保するために必要な指導・教育を運転者に対し、計画的・継続的に実施する。
- ②ドライブレコーダーから取得した映像を基に行う指導
運転者の運転特性に応じた安全運転指導を必要な時にその都度実施する。
- ③管理者による路線の添乗査察・指導
安全運転・適切な車内装置の操作・乗客への接客・補助マイクを使用した車内事故防止等の項目を確認し、安全意識の向上を図る。
- ④特別指導（事故惹起者・初任・高齢運転者）
法令に基づいた、安全運転の実技を含む運転訓練並びに必要な知識及び運転者の特性に合わせた個人指導を行う。
- ⑤選任5年未満の貸切運転者等と事故惹起者に対する講習
外部機関（自動車教習所等）による運転技能講習を受講させ、経歴や能力に応じた指導教育を実施する。
- ⑥法令で定められた適性診断を受診し、個人の特性に合わせた指導を行う。

(4) 健康管理に関する教育計画内容

- ①健康診断の実施
- ②SAS（睡眠時無呼吸症候群）検査の実施
SAS（睡眠時無呼吸症候群）のスクリーニング検査を実施し、中等症・重症と診断された運転者においては、乗務を制限したうえで精密検査を受診させ、その後治療を行う（治療中であっても程度によって乗務の制限を行う。）とした社内規程を実践する。
- ③脳ドック検査の実施
- ④上記に基づく運転者の個別健康ヒヤリングの実施
- ⑤ストレスチェック確認の実施
- ⑥インフルエンザ予防接種の推奨による補助金制度の実施

(5) 経営幹部及び役職員への講習

- ①各種講習会及び国土交通省認定セミナーの受講（NASVA等）
 - ・シンポジウム、大規模セミナー
 - ・ガイドライン、リスク管理（基礎・上級）、内部監査（基礎・上級）
防災マネジメント、リスク感受性向上
 - ・適性診断活用講座等
- ②運行管理者一般講習
- ③整備管理者一般講習
- ④その他関係省庁主催・群馬県バス協会主催の講習会への参加

7. 防災マネジメントについて

運輸安全マネジメントの一部として、防災の基本方針を定めるとともに、防災対策の構築と自然災害への対応力向上に努める。

防災マネジメントに関する重点施策

(1) 防災体制の構築

防災は、輸送の安全確保に必要不可欠な要素であることを従業員に周知し、防災風土を構築する。

(2) 平時の備え

「うちは大丈夫」との根拠なき楽観主義を排し、必要な事前準備を行う。

(3) 教育訓練

従業員に対し、集合研修等を通じ、基本となる心構えや手順など「防災」に対する重要性を理解させ意識付けを行う。

(4) 連携

地方自治体、国の行政機関及び同業者や旅行会社等さまざまな関係機関と連携が取れるよう準備する。

(1) 防災マネジメント重点施策に向けた取組み

- ①災害直後の初動対応の構築
- ②災害の種類に応じた対応
- ③気象等の特別警報・警報・注意報などの防災気象情報の把握
- ④5段階の警戒レベルと気象情報・市町村の対応に対する運行の目安
- ⑤異常気象時における気象情報等の入手先の把握
- ⑥緊急災害時における行動フローの徹底

8. 輸送の安全に関する予算

【2024年度 予算金額合計】 25,700,000円

※内訳

(1) 車両予算	本年度購入計画なし
(2) 設備投資・管理予算	22,100,000円
(3) 健康管理予算	2,100,000円
(4) 教育関連予算	1,500,000円

9. 輸送の安全に関する内部監査結果及び措置内容

運輸安全マネジメントにおける輸送の安全に関する取組み状況を点検するため内部監査を実施し、指摘事項については是正措置を講じるとともに、次年度への取組内容に反映させる。

(1) 重点監査項目

経営トップに対する運輸安全マネジメント制度の趣旨等の理解を深めるための教育・訓練等について

(2) 実施期間 2024年3月1日～15日

(3) 監査に基づき講じた措置及び講じようとする措置

- ・今回の監査では、直ちに措置を講じなければならない不適切な事項は無いと確認されました。
- ・社長を含む経営管理部門に対し、運輸安全マネジメント制度の趣旨等の理解を深めるために必要な教育・訓練について、NASVAの講習会やセミナーへの参加計画を策定し、確実に実施すること。
- ・教育・訓練の有効性や効果を把握したうえで、必要に応じて改善を行っていくこと。

10. 行政処分の公表

当社の行政処分はありません。

11. 安全統括管理者

安全統括管理者 取締役営業部長 松岡 康弘

12. 安全管理規程

当社の安全管理規程は、ホームページ掲載の通りです。

13. 事故・事件・災害時の連絡体制

事故・事件・災害が発生した場合は、乗客の保護・救護を最優先とし、安全確保を行ったうえで警察・消防への通報及び当該営業所の運行管理者へ速報する。

2024年度 群馬中央バス 輸送の安全に関する取組み計画一覧

	項目	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	備考
本社主催	運輸安全マネジメント委員会(労使)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	毎月開催
	安全衛生委員会(労使)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	毎月開催
	社長及び安統管による社内巡視及び立会点呼の実施	●			●		●			●				四季の交通安全運動時に実施
	幹部による立会点呼の実施	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	毎月開催
	輸送の安全に関する内部監査の実施												●	
	無事故・無違反表彰		●											
	改善基準告示等の教育及び周知												●	
経営者及び幹部の各種認定セミナー受講	→												その都度	
集合研修	事故防止講習会(特定・契約輸送乗務員対象)	●												
	⑫貸切小集団グループ討論会(ドラレコ映像を活用した危険予知トレーニング)				●									
	⑫事故防止講習会(乗合・貸切乗務員対象)※ドラレコ映像活用										●			
	貸切冬山運転訓練(冬山走行時の技能向上、チェーン脱着訓練)											●		
	緊急時に備えたブレーキ操作訓練(急ブレーキ操作)											●		
	事故・災害を想定した対応訓練(非常用信号用具、非常口、消火器、救急救命等)											●		
	自然災害における対処方法(防災マネジメント)											●		
⑬乗務員による自社ヒヤリハット映像を活用した討論会(自社内での共有)												●		
営業所主催	①事業用自動車を運転する場合の心構え		●											
	②事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために遵守すべき基本的事項			●										
	③事業用自動車の構造上の特性					●								
	④乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項						●							
	⑤旅客が乗降する時の安全を確保するために留意すべき事項							●						
	⑥主として運行する路線若しくは経路又は営業区域における道路及び交通の状況									●				
	⑦危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法									●				
	⑧運転者の運転適性に応じた安全運転										●			
	⑨交通事故に関わる運転者の生理的及び身体的要因並びにこれらへの対処方法											●		
	⑩健康管理の重要性												●	
	⑪安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法												●	
	⑫ドラレコの記録を利用した運転者の運転特性に応じた安全運転指導(個人)	→												事故・苦情・ヒヤリハットの都度
	選任5年未満の貸切運転者及び教育が必要な運転者に対する講習(オブジェ講習)	→												適時
	四季の交通安全運動に関する指導	●			●		●				●			
管理者による路線の添乗査察・指導	●			●		●				●				
特別指導(事故惹起者・初任・高齢運転者)	→												その都度	
適性診断	→												その都度	
健康管理	健康診断	→												その都度
	睡眠時無呼吸症候群(SAS)検査	→												その都度
	脳ドック検査	→												その都度
	ストレスチェック										●			
	健康管理ヒヤリング	→												その都度

2024年度 群馬中央バス乗務員指導教育計画一覧

実施月	指導教育内容
適時	<ul style="list-style-type: none"> ・選任5年未満の貸切運転者及び教育が必要な運転者に対する講習(オブジェ講習) ※実施時期未定 ⇒外部講習:自動車教習所が行う運転技能自動評価システムを取り入れた教育訓練
4	<ul style="list-style-type: none"> ・特定旅客・契約輸送乗務員を対象とした事故防止講習会 ・春の全国交通安全運動に関する指導
5	<ul style="list-style-type: none"> ・「①事業用自動車を運転する場合の心構え」 ・無事故・無違反表彰制度における表彰式の実施
6	<ul style="list-style-type: none"> ・「②事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために遵守すべき基本的事項」
7	<ul style="list-style-type: none"> ・貸切バス乗務員小集団グループによる安全運転討論会(運転者による参加型講習) ⇒ドライブレコーダーを用いた危険予知トレーニング ⇒「⑫ドライブレコーダーの記録を利用した運転者の運転特性に応じた安全運転」 ・夏の県民交通安全運動に関する指導及び夏季の輸送安全総点検指導
8	<ul style="list-style-type: none"> ・「③事業用自動車の構造上の特性」
9	<ul style="list-style-type: none"> ・秋の全国交通安全運動に関する指導 ・「④乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項」
10	<ul style="list-style-type: none"> ・「⑤旅客が乗降する時の安全を確保するために留意すべき事項」
11	<ul style="list-style-type: none"> ・「⑥主として運行する路線若しくは経路または営業区域における道路及び交通の状況」 ・「⑦危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法」
12	<ul style="list-style-type: none"> ・乗合・貸切乗務員を対象とした事故防止講習会 ⇒外部講師によるドラレコを活用した安全講習会 ⇒「⑫ドライブレコーダーの記録を利用した運転者の運転特性に応じた安全運転」 ・冬の県民交通安全に関する指導及び年末年始の輸送安全総点検指導
1	<ul style="list-style-type: none"> ・貸切バス冬山運転訓練及び事故・自然災害を想定した対応訓練 ⇒冬山走行時の技能向上・チェーン脱着等の実技・緊急時に備えた急ブレーキ操作訓練 ⇒非常用信号用具・非常口・消火器の取扱い又は、緊急救命講習(AED使用訓練等) ⇒自然災害における対処方法等(運輸防災マネジメント) ・「⑧運転者の運転適性に応じた安全運転」
2	<ul style="list-style-type: none"> ・乗務員によるヒヤリハット討論会(体験発表及び自社ヒヤリハット映像活用した討論) ⇒「⑬ドライブレコーダーの記録を活用したヒヤリハット体験等の自社内での共有」 ・「⑨交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因並びにこれらへの対処方法」
3	<ul style="list-style-type: none"> ・改善基準告示等の周知 ・「⑩健康管理の重要性」 ・「⑪安全の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法」

【事故・事件・災害時の緊急連絡体制】

群馬中央バス株式会社

